昭和二十九年国家公安委員会規則第七号 警察職員の服務の宣誓に関する規則

項の規定に基き、警察職員の服務の宣誓に関する人事院規則一四―六(職員の服務の宣誓)第二 規則を次のように定める。

ならない。 者は、次の宣誓書を任免権者に提出しなければ 員を除く。) 及び臨時的職員を除く。) となった 第一項に規定する短時間勤務の官職を占める職 (昭和二十二年法律第百二十号)第六十条の二 新たに警察職員(非常勤職員(国家公務員法 宣誓書

ものにもとらわれず、何ものをも恐れず、何ものべきことを要求する団体又は組織に加入せず、何 令を遵守し、警察職務に優先してその規律に従う私は、日本国憲法及び法律を忠実に擁護し、命 中正に警察職務の遂行に当たることを固く誓いま をも憎まず、良心のみに従い、不偏不党かつ公平

月 日 名

氏

附

則

この規則は、昭和二十九年七月一日から施行

員会規則第七号) 則 (平成一四年四月一日国家公安委

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (令和三年三月二六日国家公安委

員会規則第二号)

この規則は、令和三年四月一日から施行す

員会規則第四号)附 則 (令和五年 (令和五年三月一〇日国家公安委

この規則は、令和五年四月一日から施行す